

岐阜県広域災害・救急医療情報システム運営委員会設置要綱

第1条 岐阜県広域災害・救急医療情報システム（以下「情報システム」という。）の確立と円滑な運営を図るため、岐阜県広域災害・救急医療情報システム運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

第2条 運営委員会は、情報システムの運営に関する重要な事項について協議する。

第3条 運営委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者、住民代表、行政機関及び関係団体等の構成員のなかから知事が委嘱する。

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

第5条 運営委員会に、会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、運営委員会を主宰する。

4 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

第6条 運営委員会は、会長が招集する。

2 運営委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。

第7条 運営委員会の庶務は、健康福祉部医療整備課で処理する。

第8条 この要綱で定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 . この要綱は、昭和59年3月13日から施行する。

2 . 最初の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、昭和61年3月31日までとする。

附 則

1 . 改正後のこの要綱は、平成6年4月1日から施行する。

2 . 改正後のこの要綱は、平成11年4月1日から施行する。

3 . 改正後のこの要綱は、平成13年10月1日から施行する。

4 . 改正後のこの要綱は、平成17年11月1日から施行する。

5 . 改正後のこの要綱は、平成18年4月1日から施行する。